

政令第 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第三条第三号及び第四号、第九条の二第三項並びに第五十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第一条の十第三項を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第一条の二関係）

一 X類物質等

イ X類物質

(1) アクリル酸デシル

(2) アジピン酸ジノルマルヘキシル

- (3) アジピン酸ジメチル
- (4) アラクロール（濃度が九十重量パーセント以上のものに限る。）
- (5) アルカン（炭素数が六から九までのもの（ヘキサンを除く。）及び炭素数が六から九までのものの混合物に限る。）
- (6) アルキルジメチルアミン（アルキル基の炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）
- (7) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が四から八までのもの及びその混合物に限る。）
- (8) イソホロンジイソシアナート
- (9) ウンデシルアルコール
- (10) ーウンデセン
- (11) 塩化パラフィン（炭素数が十から十三までのもの及びその混合物に限る。）
- (12) 掘削用ブライン（亜鉛塩を含むものに限る。）
- (13) 航空用アルキレート（炭素数が八のパラフィンであつて沸点が九十五度以上百二十度以下のものに限る。）

- (14) 次亜塩素酸カルシウム溶液（濃度が十五重量パーセントを超えるものに限る。）
- (15) ジイソプロピルベンゼン
- (16) 一・五・九 シクロドデカトリエン
- (17) シクロヘプタン
- (18) ジクロロプロパン及びジクロロプロペンの混合物
- (19) 一・三 ジクロロプロペン
- (20) ジクロロベンゼン
- (21) ジチオカルバミン酸アルキル（アルキル基の炭素数が七から十八までのもの及びアルキル基の炭素数が七から三十五までのものの混合物（アルキル基の炭素数が七から十八までのものを含むものに限る。）に限る。）
- (22) 自動車燃料用アンチノック剤（アルキル鉛を含むものに限る。）
- (23) ジニトロトルエン
- (24) ジフェニル

- (25) ジフェニル及びジフェニルエーテルの混合物
- (26) ジフェニルエーテル
- (27) ジフェニルエーテル及びビフェニルフェニルエーテルの混合物
- (28) N・N ジメチルドデシルアミン
- (29) ターシャリドデカンチオール
- (30) ターシャリメチルペンチルエーテル
- (31) 多環式芳香族化合物（環の数が二以上のもの及びその混合物に限る。）
- (32) テトラメチルベンゼン
- (33) テレピン油
- (34) デカン酸（ネオデカン酸を除く。）
- (35) トリエチルベンゼン
- (36) 一・二・三 トリクロロベンゼン
- (37) 一・二・四 トリクロロベンゼン

- (38) トリメチルベンゼン
- (39) ドデシルヒドロキシプロピルスルフィド
- (40) ドデシルフェノール
- (41) ドデセン
- (42) ナフタレン
- (43) ノニルフェノール
- (44) 白^{りん}燐（黄燐を含む。）
- (45) パイン油
- (46) ビスフェノールAエピクロロヒドリン樹脂
- (47) アルファピネン
- (48) ベータピネン
- (49) フタル酸ジアルキル（アルキル基の炭素数が七から十三までのもの（フタル酸ジイソオクチル、フタル酸ジウンデシル及びフタル酸ジヘプチルを除く。）及びアルキル基の炭素数が七から十三ま

でのものの混合物（フタル酸ジイソオクチル、フタル酸ジウンデシル及びフタル酸ジヘプチルのみから成る混合物を除く。）に限る。）

- (50) フタル酸ジブチル
- (51) フタル酸ブチルベンジル
- (52) プロピレン四量体
- (53) メチルシクロペンタジエニルマンガントリカルボニル
- (54) N メチルジチオカルバミン酸ナトリウム塩溶液
- (55) メチルナフタレン
- (56) N (ニ メトキシ ー メチルエチル) 二 エチル 六 メチルクロロアセトアニリド
- (57)メルカプトベンゾチアゾールナトリウム塩溶液
- (58) ラウリン酸
- (59) 燐酸アルキルアリアル（燐酸ジフェニルトリルの含有率が四十重量パーセント以上であつて、オルト異性体が○・○二重量パーセント以下のものに限る。）

(60) 燐酸トリイソプロピルフェニル

(61) 燐酸トリキシリル

□ 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき、環境大臣が海洋環境の保全の見地から×類物質と同程度に有害であるものとして指定する物質

八 法第九条の六第三項の規定により海洋環境の保全の見地から×類物質と同程度に有害であるものと査定されている物質

二 イ、□又は八に掲げる物質のみから成る混合物並びにイ、□若しくは八、次号イ、□若しくは八、

第三号イ、□若しくは八又は別表第一の二（第十号を除く。）に掲げる物質から成る混合物及び法第

三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物（同号に規定する原油、重油、潤滑油、軽

油、灯油、揮発油その他の国土交通省令で定める油とイ、□若しくは八、次号イ、□若しくは八、第

三号イ、□若しくは八又は同表（第十号を除く。）に掲げる物質との混合物に限る。）であつて、こ

れを構成する各物質の濃度を重量パーセントで表した数値に当該物質の有害性の程度に応じそれぞれ

環境大臣の定める係数を乗じて得た数値の合計が環境大臣の定める数値以上であるもの

ホ 化学廃液（イ、ロ若しくはハ、次号イ、ロ若しくはハ又は第三号イ、ロ若しくはハに掲げる物質を
一 以上含む廃液であつて、イからニまで、次号、第三号及び別表第一の二に掲げる物質に該当するも
の以外のものをいう。）

二 Y類物質等

イ Y類物質

- (1) アクリル酸
- (2) アクリル酸エチル
- (3) アクリル酸ニ エチルヘキシル
- (4) アクリル酸ニ ヒドロキシエチル
- (5) アクリル酸ブチル
- (6) アクリル酸メチル
- (7) アクリロニトリル
- (8) アクリロニトリル及びスチレンの共重合物（ポリエーテルポリオール中に分散されたものに限る

- 。)
- (9) 亜硝酸ナトリウム溶液
- (10) アジピン酸ジ 二 エチルヘキシル
- (11) アセトンシアノヒドリン
- (12) アニリン
- (13) 亜麻仁油（遊離脂肪酸が二重量パーセント未満のものに限る。）
- (14) ニ アミノイソプロピルアルコール
- (15) アリールポリオレフィン（ポリオレフィン基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (16) 亜硫酸ナトリウム溶液（濃度が二十五重量パーセント以下のものに限る。）
- (17) アリルアルコール
- (18) 亜磷酸アルキル（アルキル基の炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限る。）
- (19) アルキルアリールジチオ磷酸亜鉛（アルキル基の炭素数が七から十六までのもの及びその混合物

- に限る。)
- (20) 長鎖アルキルアリールスルホン酸バリウム(アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。)
- (21) 長鎖アルキルアリールポリエーテル(アルキル基の炭素数が十一から二十までのもの及びその混合物に限る。)
- (22) アルキルエステル及びオレフィンの共重合体(分子量が二千以上のもの及びその混合物に限る。)
- (23) アルキルエステル共重合体(アルキル基の炭素数が四から二十までのもの及びその混合物に限る。)
- (24) アルキル化ヒンダードフェノール(アルキル基の炭素数が四から九までのもの及びその混合物に限る。)
- (25) アルキルジチオ燐酸亜鉛(アルキル基の炭素数が三から十四までのもの及びその混合物に限る。)
- (26) アルキルフェニルアミン(アルキル基の炭素数が八又は九のもの及びその混合物に限る。)の芳香族系の物質を溶媒とする溶液

- (27) 長鎖アルキルフェノールカルシウム塩（アルキル基の炭素数が五から十までのもの及びその混合物に限る。）
- (28) アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びアルキル基の炭素数が十二から十四までのものの混合物（アルキル基の炭素数が八から十までのものの濃度が四十重量パーセント以下のもの、五十重量パーセントのもの又は六十重量パーセント以上のものに限る。）であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。）
- (29) アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びその混合物であつて、濃度が六十五重量パーセント以下のものに限る。）
- (30) アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が十二から十四までのもの及びその混合物であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。）
- (31) アルケン酸カルボキシアミド亜鉛
- (32) アンモニア水（濃度が二十八重量パーセント以下のものに限る。）
- (33) イソプレレン

- (34) イソプロピルアミン
- (35) イソプロピルエーテル
- (36) イソプロピルシクロヘキサン
- (37) イソホロン
- (38) イソホロンジアミン
- (39) イソ酪酸二・二・四 トリメチル 三 ヒドロキシペンチル
- (40) ウンデカン酸
- (41) エタノールアミン
- (42) エチリデンノルボルネン
- (43) エチルアミン及びその溶液（濃度が七十二重量パーセント以下のものに限る。）
- (44) エチルシクロヘキサン
- (45) N エチルシクロヘキシルアミン
- (46) エチルトルエン

- (47) 二 エチル 二 (ヒドロキシメチル)プロパン 一・三 ジオールアルキルエステル(アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びその混合物に限る。)
- (48) 二 エチル 三 プロピルアクロレイン
- (49) 二 エチルヘキサノ酸
- (50) 二 エチルヘキシルアミン
- (51) エチルベンゼン
- (52) N エチルメチルアリルアミン
- (53) エチレンクロロヒドリン
- (54) エチレングリコール
- (55) エチレングリコールジアセタート
- (56) エチレングリコールモノアルキルエーテル
- (57) エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート
- (58) エチレンシアノヒドリン

- (59) エチレンジアミン
- (60) 二 エトキシ 二・二 ジメチルエタン
- (61) 三 エトキシプロピオン酸エチル
- (62) エピクロロヒドリン
- (63) 塩化アリル
- (64) 塩化第二鉄溶液
- (65) 塩化ビニリデン
- (66) オクチルアルコール
- (67) オクチルアルデヒド
- (68) オクテン
- (69) オリーブ油（遊離脂肪酸が三・三重量パーセント未満のものに限る。）
- (70) オレイン酸
- (71) オレイン酸カリウム

- (72) オレフィン（炭素数が五から七まで又は十三以上のもの及びその混合物に限る。）
- (73) 過酸化水素溶液（濃度が六十重量パーセントを超え七十重量パーセント以下のものに限る。）
- (74) キシレノール
- (75) キシレン
- (76) 吉草酸
- (77) 吉草酸及び酪酸二メチルの混合物（吉草酸の濃度が六十四重量パーセントのものに限る。）
- (78) ぎ酸
- (79) 魚油（遊離脂肪酸が四重量パーセント未満のものに限る。）
- (80) クレゾール
- (81) クロトンアルデヒド
- (82) クロロ酢酸（濃度が八十重量パーセント以下のものに限る。）
- (83) クロロスルホン酸
- (84) クロロトルエン

- (85) クロロヒドリン（粗製のものに限る。）
- (86) 一（四）クロロフェニル） 四・四 ジメチルペンタン 三 オン
- (87) クロロベンゼン
- (88) クロロホルム
- (89) 四 クロロ ニ メチルフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩溶液
- (90) グリオキサール溶液（濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。）
- (91) グリホサート溶液（界面活性剤を含まないものに限る。）
- (92) グルタルアルデヒド溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）
- (93) グルタル酸ジメチル
- (94) けい酸ナトリウム溶液
- (95) こはく酸ジメチル
- (96) 混酸（硝酸及び硫酸の混合物に限る。）
- (97) 酢酸二 エトキシエチル

- (98) 酢酸シクロヘキシル
- (99) 酢酸ノルマルプロピル
- (100) 酢酸ビニル
- (101) 酢酸ブチル
- (102) 酢酸ヘキシル
- (103) 酢酸ヘプチル
- (104) 酢酸ベンジル
- (105) 酢酸ペンチル
- (106) 酢酸三メトキシブチル
- (107) サリチル酸メチル
- (108) 酸化エチレン及び酸化プロピレンの混合物（酸化エチレンの濃度が三十重量パーセント以下のも
のに限る。）
- (109) 一・二酸化ブチレン

- (110) 酸化プロピレン
- (111) 四塩化炭素
- (112) シクロヘキサノール
- (113) シクロヘキサノール及びシクロヘキサノンの混合物
- (114) シクロヘキサン
- (115) シクロヘキシルアミン
- (116) 一・三 シクロペンタジエン二量体
- (117) シクロペンタン
- (118) シクロペンテン
- (119) 直鎖脂肪酸の二 エチルヘキシルエステル（直鎖脂肪酸の炭素数が六から十八までのもの及びその混合物に限る。）
- (120) 脂肪族アルコール（炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。）
- (121) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が九から十一までのものであつて、

重合度が二・五から九までのもの（セコンダリアルアルコールであつて重合度が三から六まで及び七以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）

(122) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて、重合度が一から六までのもの（セコンダリアルアルコールであつて重合度が三以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）

(123) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて、重合度が七から十九までのもの（セコンダリアルアルコールであつて重合度が七から十二までのものを除く。）及びその混合物に限る。）

(124) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて、重合度が二十以上のもの及びその混合物に限る。）

(125) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルアルコールでその炭素数が六から十七までのものであつて、重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。）

(126) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルアルコールでその炭素数が六から十七までの

ものであつて、重合度が七から十二までのもの及びその混合物に限る。(

パラシメン

硝酸

硝酸及び硝酸第二鉄の混合溶液

次亜塩素酸カルシウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）

次亜塩素酸ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）

ジイソブチルケトン

ジイソブチレン

ジイソプロピルアミン

ジエタノールアミン

ジエチルアミノエタノール

ジエチルアミン

ジエチルベンゼン

(127)(128)(129)(130)(131)(132)(133)(134)(135)(136)(137)(138)

- (139) ジエチレントリアミン
- 一・四 ジオキサソ
- (140) 一・二 ジクロロエタン
- (141) 二・四 ジクロロフェノール
- (142) 三・四 ジクロロ一ブテン
- (143) 一・一 ジクロロプロパン
- (144) 一・二 ジクロロプロパン
- (145) ジチオカルバミン酸アルキル（アルキル基の炭素数が十九から三十五までのもの及びその混合物に限る。）
- (146) ジノルマルプロピルアミン
- (147) ジブチルアミン
- (148) 一・二 ジブromoエタン
- (149) ジブromoメタン
- (150) ジブromoメタン

(163)(162)(161)(160)(159)(158)(157)(156)(155)(154)(153)(152)(151)

ジプロピルチオカルバミン酸S エチル

ジペンテン

ジメチルアミン溶液（濃度が六十五重量パーセント以下のものに限る。）

ジメチルエタノールアミン

ジメチルオクタン酸

N・N ジメチルシクロヘキシルアミン

ジメチルジスルフィド

ジメチルホルムアミド

ジメチルポリシロキサン

重クロム酸ナトリウム溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）

水酸化カリウム溶液

水酸化ナトリウム溶液

水酸化ナトリウム及び水素化ほう素ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限

る。)の混合溶液

スルホラン

タロー(遊離脂肪酸が十五重量パーセント未満のものに限る。)

大豆油(遊離脂肪酸が〇・五重量パーセント未満のものに限る。)

チオシアン酸ナトリウム溶液(濃度が五十六重量パーセント以下のものに限る。)

チオ硫酸カリウム(濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。)

テトラエチレンペンタミン

テトラクロロエタン

テトラクロロエチレン

テトラヒドロナフタレン

デカヒドロナフタレン

デシルアルコール

とうもろこし油(遊離脂肪酸が十重量パーセント未満のものに限る。)

(175)(174)(173)(172)(171)(170)(169)(168)(167)(166)(165)(164)

(188)(187)(186)(185)(184)(183)(182)(181)(180)(179)(178)(177)(176)

桐油（遊離脂肪酸が二・五重量パーセント未満のものに限る。）

トリアルキル（炭素数が十のものに限る。）酢酸グリシジル

トリエチルアミン

トリエチレンテトラミン

一・三・五 トリオキサン

一・一・一 トリクロロエタン

一・一・二 トリクロロエタン

トリクロロエチレン

一・一・二 トリクロロ 一・二・二 トリフルオロエタン

一・二・三 トリクロロプロパン

トリデカン

トリデカン酸

トリメチル酢酸

- (189) オルトトルイジン
- (190) トルエン
- (191) トルエンジアミン
- (192) トルエンジイソシアナート
- (193) ドデカン
- (194) ドデシルアルコール
- (195) ドデシルキシレン
- (196) 菜種油（低エルカ酸であつて遊離脂肪酸が四重量パーセント未満のものに限る。）
- (197) ニトリロ三酢酸三ナトリウム塩溶液
- (198) ニトロエタン
- (199) ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物（ニトロエタンの濃度が四十重量パーセント又は八十重量パーセントのものに限る。）
- (200) オルトニトロフェノール

(213)(212)(211)(210)(209)(208)(207)(206)(205)(204)(203)(202)(201)

一 ニトロプロパン

二 ニトロプロパン

ニトロベンゼン

尿素及び燐酸アンモニウムの混合溶液

二硫化炭素

ネオデカン酸

ネオデカン酸ビニル

ノナン酸

ノニルアルコール

ノネン

ノルマルブチルエーテル

ノルマルプロパノールアミン

ノルマルプロピルアルコール

(226) (225) (224) (223) (222) (221) (220) (219) (218) (217) (216) (215) (214)

ノルマルヘキサン酸

廃硫酸

発煙硫酸

バレラルデヒド

パームオレイン（遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る。）

パーム核油（遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る。）

パームステアリン（遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る。）

パーム油（遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る。）

パラアルデヒド及びアンモニアの反応生成物

パラフィンワックス

N（ヒドロキシエチル）エチレンジアミン三酢酸三ナトリウム塩溶液

ひまし油（遊離脂肪酸が二重量パーセント未満のものに限る。）

ひまわり油（遊離脂肪酸が七重量パーセント未満のものに限る。）

(239) (238) (237) (236) (235) (234) (233) (232) (231) (230) (229) (228) (227)

ビス(ニクロイソプロピル)エーテル

ビス(ニクロエチル)エーテル

ビニルトルエン

ピリジン

— フェニル — キシリルエタン

フェノール

フェノールのスルホン酸アルキルエステル

フタル酸ジイソオクチル

フタル酸ジウンデシル

フタル酸ジエチル

フタル酸ジヘキシル

フタル酸ジヘプチル

フタル酸ジメチル

(252) (251) (250) (249) (248) (247) (246) (245) (244) (243) (242) (241) (240)

フルフラール

フルフリルアルコール

ブチルアミン

ブチルアルデヒド

ガンマブチロラクトン

プロピオニトリル

ベータプロピオラクトン

プロピオンアルデヒド

プロピオン酸

プロピオン酸ノルマルブチル

プロピオン酸ノルマルペンチル

プロピルベンゼン

プロピレン三量体

- (253) 一 ヘキサデシルナフタレン及び一・四 ビス(ヘキサデシル)ナフタレンの混合物
- (254) ヘキサメチレンイミン
- (255) ヘキサメチレンジアミン及びその溶液
- (256) ヘキサメチレンジイソシアナート
- (257) ヘキサン
- (258) 一・六 ヘキサンジオール(蒸留物に限る。)
- (259) ヘキシルアルコール(メチルペンチルアルコールを除く。)
- (260) ヘプチルアルコール
- (261) ベンジルアルコール
- (262) ベンゼン(濃度が十重量パーセント以上の粗製ベンゼンを含み、前号に掲げる物質を含むものを除く。)
- (263) ベンゼントリカルボン酸トリオクチル
- (264) ペンタクロロエタン

- (265) 一・三 ペンタジエン
- (266) ペンタン
- (267) 飽和脂肪酸（炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。）
- (268) ホスホン酸水素ジブチル
- (269) ホスホン酸水素ジメチル
- (270) ホルムアミド
- (271) ホルムアルデヒド溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。）
- (272) ポリアクリル酸アルキル（アルキル基の炭素数が十八から二十二までのもの及びその混合物に限る。）のキシレン溶液
- (273) ポリイソブチレン（重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。）
- (274) ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素（炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限る。）を溶媒とする溶液
- (275) ポリオレフィンアミドアルケンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が十七以上のもの及びその混

化合物に限る。)

(276) ポリオレフィンアミドアルケンアミンほう酸塩(ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。)

(277) ポリオレフィンアミン(ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。)

(278) ポリオレフィンアミンの芳香族系の物質を溶媒とする溶液

(279) ポリオレフィンエステル(ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。)

(280) ポリオレフィンチオホスホン酸バリウム塩(ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。)

(281) ポリオレフィンフェノールアミン(ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。)

(282) ポリシロキサン

- (283) ポリ硫酸第二鉄溶液
- (284) 無水フタル酸
- (285) 無水プロピオン酸
- (286) 無水ポリオレフィン
- (287) 無水マレイン酸
- (288) メタクリル酸
- (289) メタクリル酸エイコシル及びメタクリル酸セチルの混合物
- (290) メタクリル酸エイコシル、メタクリル酸セチル、メタクリル酸デシル及びメタクリル酸ブチルの混合物
- (291) メタクリル酸エチル
- (292) メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸ペンタデシルの混合物
- (293) メタクリル酸ノニル
- (294) メタクリル酸ポリアルキル（アルキル基の炭素数が十から十八までのもの及びその混合物に限る）

- (295) 。
（及びエチレン プロピレン共重合体の混合物
メタクリル酸ポリアルキル（アルキル基の炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限る
）
- (296) メタクリル酸メチル
- (297) メタクリル樹脂の一・二 ジクロロエタン溶液
- (298) メタクリロニトリル
- (299) メチルアミン溶液（濃度が四十二重量パーセント以下のものに限る。）
- (300) メチルアルコール
- (301) 二 メチル 六 エチルアニリン
- (302) 二 メチル 五 エチルピリジン
- (303) メチルシクロヘキサン
- (304) メチルシクロペンタジエン二量体
- (305) メチルジエタノールアミン

(318)(317)(316)(315)(314)(313)(312)(311)(310)(309)(308)(307)(306)

アルファメチルスチレン

三 (メチルチオ)プロピオンアルデヒド

N メチル ニ ピロリドン

メチルブチルケトン (メチルイソブチルケトンを除く。)

メチルブテノール

綿実油 (遊離脂肪酸が十二重量パーセント未満のものに限る。)

モノオレイン酸ポリオキシエチレンソルビタン (重合度が二十のものに限る。)

モルホリン

やし油 (遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る。)

ラード (遊離脂肪酸が一重量パーセント未満のものに限る。)

酪酸

酪酸ブチル

酪酸メチル

- (321)(320)(319) ラクトニトリル溶液（濃度が八十重量パーセント以下のものに限る。）
落花生油（遊離脂肪酸が四重量パーセント未満のものに限る。）
長鎖硫化アルキルフェノールカルシウム塩（アルキル基の炭素数が八から四十までのもの及びその混合物に限る。）
- (322) 硫化アンモニウム溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。）
(323) 硫化アンモニウム及び硫化水素ナトリウムの混合溶液
(324) 硫化ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）
(325) 硫酸
(326) 硫酸アルミニウム溶液
(327) 硫酸ジエチル
(328) 燐酸トリトリル（オルト異性体を一重量パーセント以上含むものに限る。）
(329) 燐酸トリブチル
(330) ロジン

□ 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき、環境大臣が海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものとして指定する物質

八 法第九条の六第三項の規定により海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものと査定されている物質

二 イ、□又は八に掲げる物質のみから成る混合物並びに前号イ、□若しくは八、イ、□若しくは八、次号イ、□若しくは八又は別表第一の二（第十号を除く。以下この表において同じ。）に掲げる物質から成る混合物及び法第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物（同号に規定する原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の国土交通省令で定める油と前号イ、□若しくは八、イ、□若しくは八、次号イ、□若しくは八又は別表第一の二に掲げる物質との混合物に限る。）であつて、これを構成する各物質の濃度を重量パーセントで表した数値に当該物質の有害性の程度に応じそれぞれ環境大臣の定める係数を乗じて得た数値の合計が環境大臣の定める数値の範囲内であるものの

イ Z類物質

- (1) アジポニトリル
- (2) アセト酢酸エチル
- (3) アセト酢酸メチル
- (4) アセトニトリル
- (5) アセトン
- (6) アミノエチルエタノールアミン
- (7) ニ アミノ ニ メチル ー プロパノール
- (8) 亜硫酸水素ナトリウム溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。）
- (9) アルキルインダン（アルキル基の炭素数が十二から十七までのもの及びその混合物に限る。）
アルキルインデン（アルキル基の炭素数が十二から十七までのもの及びその混合物に限る。）及び
アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が十二から十七までのもの及びその混合物に限る。）の混

合物

- (10) アルキルジチオチアゾール（アルキル基の炭素数が六から二十四までのもの及びその混合物に限る。）
- (11) アルキルフェニルプロピシラート（アルキル基の炭素数が九から十五までのもの及びその混合物に限る。）
- (12) 長鎖アルキルフェノールカルシウム塩（アルキル基の炭素数が十一から四十までのもの及びその混合物に限る。）
- (13) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が九以上のもの及びその混合物に限る。）
- (14) アルミノけい酸ナトリウム
- (15) 安息香酸ナトリウム
- (16) 硫黄
- (17) イソアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）
- (18) イソアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）の混合物

- (19) イソプロピルアルコール
- (20) イソ酪酸二・二・四 トリメチル 三 イソブトキシペンチル
- (21) エチルアルコール
- (22) エトキシ化長鎖アルコキシアルキルアミン（アルキル基の炭素数が十六以上のもの及びその混合物に限る。）
- (23) 塩化コリン溶液
- (24) 塩化マグネシウム溶液
- (25) 塩酸
- (26) 塩素酸ナトリウム溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）
- (27) オクタン酸（二 エチルヘキサン酸を除く。）
- (28) カプロラクタム及びその溶液
- (29) ぎ酸イソブチル
- (30) ぎ酸カリウム溶液

- (31) ぎ酸メチル
- (32) くえん酸（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）
- (33) 掘削用ブライン（塩化カルシウム、塩化ナトリウム又は臭化カルシウムを含み、亜鉛塩を含まないものに限る。）
- (34) ニクロロプロピオン酸
- (35) ミクロロプロピオン酸
- (36) グリコール酸溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）
- (37) グリシンナトリウム塩溶液
- (38) グリセリン
- (39) グリセリンモノオレイン酸
- (40) 酢酸
- (41) 酢酸イソプロピル
- (42) 酢酸エチル

- (43) 酢酸トリデシル
- (44) 酢酸ナトリウム溶液
- (45) 酢酸メチル
- (46) 酸化チタン
- (47) 酸化メシチル
- (48) シクロアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）
- (49) シクロヘキサノン
- (50) 酒類
- (51) 硝酸アンモニウム溶液（濃度が九十三重量パーセント以下のものに限る。）
- (52) 硝酸アンモニウム及び尿素の混合溶液
- (53) 植物性たんぱく質溶液（加水分解したものに限る。）
- (54) ジアセトンアルコール
- (55) ジアルキルジフェニルアミン（アルキル基の炭素数が八又は九のもの及びその混合物に限る。）

- (56) ジイソプロパノールアミン
- (57) ジエチルエーテル
- (58) ジエチレングリコール
- (59) ジプロピレングリコール
- (60) N・N ジメチルアセトアミド及びその溶液（濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。）
- (61) ニ・ニ ジメチルプロパン 一・三 ジオール
- (62) 水酸化マグネシウム
- (63) スルホン化ポリアクリル酸エステル溶液
- (64) 炭酸エチレン
- (65) 炭酸カルシウム
- (66) 炭酸ナトリウム溶液
- (67) 炭酸ナトリウム及び硫化水素ナトリウムの混合溶液（炭酸ナトリウムの濃度が三重量パーセント以下のものであつて、硫化水素ナトリウムの濃度が六重量パーセント以下のものに限る。）

- (68) 炭酸プロピレン
- (69) テトラエチレングリコール
- (70) テトラエトキシシランのモノマー又はオリゴマー（濃度が二十重量パーセントのエタノール溶液に限る。）
- (71) テトラヒドロフラン
- (72) トリアセチルグリセリン
- (73) トリイソプロパノールアミン
- (74) トリエタノールアミン
- (75) トリエチレングリコール
- (76) トリプロピレングリコール
- (77) トリメチルアミン溶液（濃度が三十重量パーセント以下のものに限る。）
- (78) 乳酸
- (79) 尿素溶液

- (80) ノルマルアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）
- (81) ノルマルプロピルアミン
- (82) ノルマルヘプタン酸
- (83) パラアルデヒド
- (84) ニ ヒドロキシ 四 （メチルチオ） 酪酸
- (85) ビニルエチルエーテル
- (86) ブチレングリコール
- (87) ブチルアルコール
- (88) ブロモクロロメタン
- (89) プロピレングリコール
- (90) プロピレングリコールフェニルエーテル
- (91) プロピレングリコールメチルエーテルアセタート
- (92) プロピレングリコールモノアルキルエーテル

- (93) ヘキサメチレンジアミンアジペート溶液（濃度が五十重量パーセントのものに限る。）
- (94) ヘキサメチレンテトラミン溶液
- (95) 一・六 ヘキサンジオール（蒸留物を除く。）
- (96) ヘキシレングリコール
- (97) ペテロラタム
- (98) ペンチルアルコール
- (99) ホスホン酸トリエチル
- (100) ポリイソブチレンの酸無水物付加物
- (101) ポリエチレングリコール
- (102) ポリエチレングリコールジメチルエーテル
- (103) ポリ塩化アルミニウム溶液
- (104) ポリプロピレングリコール
- (105) ポリ燐酸アンモニウム溶液

(117)(116)(115)(114)(113)(112)(111)(110)(109)(108)(107)。(106)

無水こはく酸アルケニル（アルキル基の炭素数が十六から二十までのもの及びその混合物に限る）

無水酢酸

メタクリル酸ドデシル

メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸オクタデシルの混合物

メタクリル酸ブチル

メチルイソブチルケトン

メチルエチルケトン

N メチルグルカミン溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）

メチルターシャリブチルエーテル

二 メチルピリジン

三 メチルピリジン

四 メチルピリジン

(130)(129)(128)(127)(126)(125)(124)(123)(122)(121)(120)(119)(118)

メチルブチノール

メチルプロピルケトン

メチルペンチルアルコール

メチルペンチルケトン

三 メチル 三 メトキシブタノール

三 メトキシ 一 ブタノール

Ｌ リジン溶液（濃度が六十重量パーセント以下のものに限る。）

硫化アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が八から四十までのもの及びその混合物に限る。）

硫化脂肪（炭素数が十四から二十までのもの及びその混合物に限る。）

硫化水素ナトリウム溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。）

硫酸アンモニウム溶液

硫酸ナトリウム溶液

燐酸

燐酸水素アンモニウム溶液

燐酸トリエチル

(133)(132)(131)

ワックス（パラフィンワックスを除く。）

ロ 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき、環境大臣が海洋環境の保全の見地からZ類物質と同程度に有害であるものとして指定する物質

ハ 法第九条の六第三項の規定により海洋環境の保全の見地からZ類物質と同程度に有害であるものと査定されている物質

二 イ、ロ又はハに掲げる物質のみから成る混合物並びに第一号イ、ロ若しくはハ、前号イ、ロ若しくはハ、イ、ロ若しくはハ又は別表第一の二に掲げる物質から成る混合物（別表第一の二に掲げる物質のみから成るものを除く。）及び法第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物（同号に規定する原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の国土交通省令で定める油と第一号イ、ロ若しくはハ、前号イ、ロ若しくはハ、イ、ロ若しくはハ又は別表第一の二に掲げる物質との混合物に限る。）であつて、これを構成する各物質の濃度を重量パーセントで表した数値に当該物質の有

害性の程度に応じそれぞれ環境大臣の定める係数を乗じて得た数値の合計が環境大臣の定める数値未満であるもの

備考 この表において「重量パーセント」とは、溶液中の表示物質の重量の溶液の全重量に対する比の百分をいう。

別表第一の二を次のように改める。

別表第一の二（第一条の三関係）

- 一 カオリン
- 二 グルコース溶液
- 三 石炭
- 四 糖みつ
- 五 粘土
- 六 水
- 七 りんご果汁

八 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき、環境大臣が海洋環境の保全の見地から有害でないものとして指定する物質

九 法第九条の六第三項の規定により、海洋環境の保全の見地から有害でないものと査定されている物質
十 前各号に掲げる物質のみから成る混合物

備考 この表において「重量パーセント」とは、溶液中の表示物質の重量の溶液の全重量に対する比の百分をいう。

別表第一の八を次のように改める。

別表第一の八（第一条の十、第一条の十一関係）

有害液体物質の区分	事前処理の方法に関する基準
一 別表第一第一号に掲げる 類物質等であつて船舶によりばら積みの液体貨物と	次に掲げる要件に適合する方法により当該物質の輸送の用に供されていた貨物倉について事前処理を行うこと。 イ 当該物質の取卸しが完了した後、有害液体物質排出防止設備のうち国土交通省令・環境省令で定める装置を国土交通省令・環境省令で定めるところ

<p>二 別表第一第二号に掲げるY類物質等又</p>	<p>して輸送されるもの</p>
<p>イ又はロに掲げる要件に適合する方法により当該物質の輸送の用に供されてきた貨物艙について事前処理を行うこと。</p>	<p>ろにより用いて当該貨物艙の底部及び関連管系内に残留する当該物質を除去すること。</p> <p>ロ イの方法により当該物質の除去が完了した後、(1)又は(2)に掲げる要件に適合する方法(別表第一第一号ホに掲げる物質を排出しようとする場合にあつては、(2)に掲げる方法に限る。)により洗浄水を除去すること。</p> <p>(1) 洗浄水中に含まれる当該物質の濃度が一キログラム当たり一グラム以下になるまで貨物艙を十分に洗浄し、かつ、当該洗浄水を当該貨物艙から除去すること。</p> <p>(2) 貨物艙を有害液体物質排出防止設備のうち国土交通省令・環境省令で定める装置を国土交通省令・環境省令で定めるところにより用いて洗浄し、かつ、当該洗浄水を当該貨物艙から除去すること。</p>

<p>は同表第三号に掲げるZ類物質等であつて船舶によりばら積み の液体貨物として 輸送されるもの</p>	<p>イ 当該物質（国土交通省令・環境省令で定める基準に適合するものに限る。）の取卸しが完了した後、有害液体物質排出防止設備のうち国土交通省令・環境省令で定める装置を国土交通省令・環境省令で定めるところにより用いて当該貨物艙の底部及び関連管系内に残留する当該物質を除去すること。</p> <p>ロ 当該物質の取卸しが完了した後、貨物艙を有害液体物質排出防止設備のうち国土交通省令・環境省令で定める装置を国土交通省令・環境省令で定めるところにより用いて洗浄し、かつ、当該洗浄水を当該貨物艙から除去すること。</p>
--	--

別表第一の九第一号中「第一号」を「各号」に改め、「混合物である有害液体物質」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、「イ及びロ」を「イからハまで」に改め、「以下この表において同じ。」を削り、ロの次に次のように加える。

八 有害液体物質排出防止設備のうち環境省令で定める装置を用いて環境省令で定める排出率以下の

排出率で排出すること。

別表第一の九第二号中「混合物である有害液体物質」の下に「（当該残留する有害液体物質の濃度が一キログラム当たり一ミリグラム未満である場合に限る。）」を加え、同号排出方法に関する基準の欄を次のように改める。

排出方法は、限定しない。

別表第一の九第三号及び第四号を削り、同表第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同表第三号とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下「新令」という。）別表第一の九第一号口及び八の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に建造さ

れ又は建造に着手された船舶からの新令別表第一第三号に掲げるZ類物質等の排出については、適用しない。

第三条 施行日前に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（次条において「法」という。）第九条の六第三項の規定により査定されている物質に係る当該査定（次条第二項の規定による査定を除く。）は、施行日にその効力を失う。

第四条 この政令による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一又は別表第一の二に掲げる物質のうち、新令別表第一及び別表第一の二に掲げられていないものを施行日以後船舶により輸送しようとする者は、施行日前においても、法第九条の六第二項の規定による届出をすることができず、施行日にその効力を失う。

2 環境大臣は、前項の届出があつたときは、施行日前においても、同項の届出に係る物質が海洋環境の保全の見地から有害であるかどうかについて査定を行うことができる。この場合において、当該査定は、施行日にその効力を生ずる。

第五条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第六条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和六十一年政令第三百

三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項並びに附則第一項の見出し及び項番号を削る。

理由

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書附属書の改正に伴い、海洋環境の保全の見地から有害である物質の指定を見直す等の必要があるからである。